

# 都 市 計 画



福岡市の中心部

# 都 市 計 画

福岡市は、大正 12 年に旧都市計画法の適用を受け、同 14 年に最初の都市計画区域の決定を行った。続いて昭和 6 年に用途地域と都市計画道路の決定を行ったが、このことが本市における近代的な都市計画のはじまりといえる。

その後、周辺町村の合併等により都市計画区域を拡大するとともに、博多駅築港線（大博通り）や国道 2 号線（現国道 3 号）の整備等により市街地づくりが進められてきたが、昭和 20 年の福岡大空襲により中心市街地の大半が焦土と化した。

戦後、本市は、荒廃した全国各都市を早急に復興するため昭和 21 年に制定された特別都市計画法に基づき、新たに道路、公園及び土地区画整理事業を都市計画決定し、復興に着手した。とりわけ中心市

街地のほぼ全域 328ha に及ぶ復興土地区画整理事業は、その後の本市の発展の基礎を固める事業として、昭和 22 年に事業着手後、25 年の歳月を経た昭和 47 年によく完了をみるに至った。

時代が戦後の復興から発展へ移り始めた昭和 31 年、本市の陸の表玄関である新博多駅の建設に伴う博多駅地区土地区画整理事業が都市計画決定された。本事業は、現在、都心部の重要な核をなす博多駅地区の発展の基礎を築いた点で、画期的な事業であったといえる。また、翌年には下水道の決定を、35 年には戦後初めて用途地域の再編成を行った。

この間、経済高度成長の結果、全国的に広がっていった地価の高騰、市街地のスプロール的拡大、交通問題等を解決するため、昭和 43 年に新都市計画法

## ◆都市計画マスタープラン 将来の都市構造



が公布され、翌44年から施行された。本市も新法に基づき、昭和45年に3市2町からなる福岡都市計画区域において、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（以下「線引き」という。）を行うとともに、48年には新用途地域の決定を行った。その後も都市計画道路をはじめ、公園、下水道、都市高速鉄道（地下鉄）といった都市施設の決定とともに、渡辺通地区市街地再開発事業等の市街地開発事業、6回にわたる定期的な線引き変更等の都市計画決定を順次行ってきた。

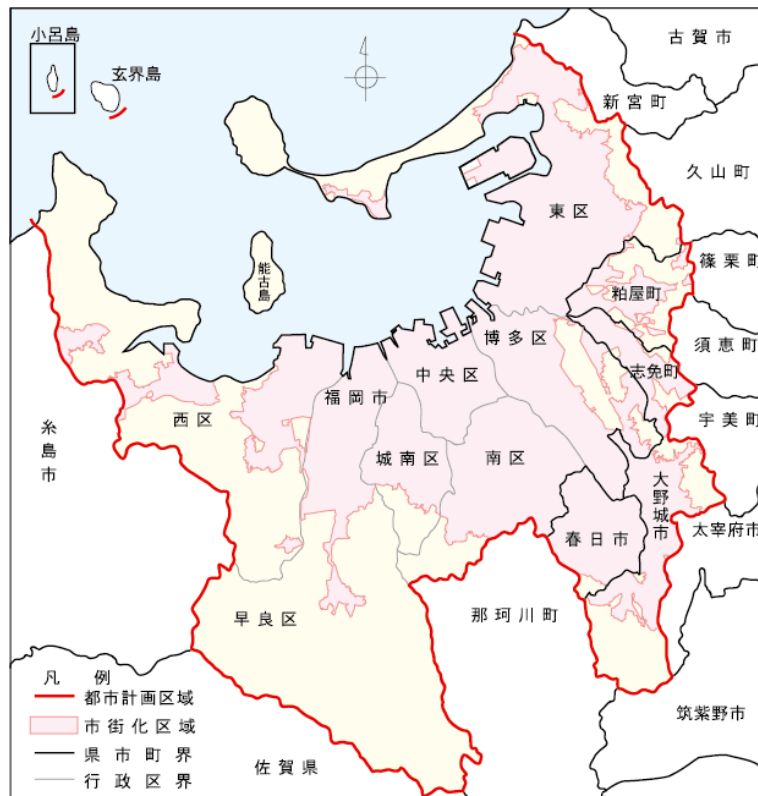
また、平成4年には、住居系地域の細分化を主とする用途地域制度の改正、市町村の都市計画に関する基本的な方針、地区計画制度の拡充などを内容とした都市計画法の改正が行われ、本市も平成8年に新用途地域への変更を行った。

さらに、都市形態の変化、住民のまちづくりへの参加意識の高まりといった社会情勢の変化や近時の地方分権の流れを受け、平成11年に地方分権一括法の制定とあわせて都市計画法の改正が行われ、12年度から都市計画決定に関する権限が県から市町村へ大幅に委譲された。引き続き行われた平成12年の都市計画法の抜本改正（平成13年5月施行）では、線引き制度及び開発許可制度の見直しや良好な環境の保全のための制度の充実などに加え、都市計画決定

システムの透明化と住民参加の促進が求められ、地方自治体が条例等を定め地域の実情に応じた運用を図ることが求められることとなった。これらのことを踏まえ、今後の都市計画手続は、これまで以上に住民参加の機会の拡大や情報公開に努めながら進めていく必要がある。

また、都市計画法に基づく本市の都市計画の基本的な方針として、平成13年5月に策定した「福岡市都市計画マスタープラン」を平成26年5月に改定し、①交流を育み、都市の成長を図る都市づくり、②地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり、③自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくりの3つを基本理念として、土地利用や交通体系づくり等の部門別の基本的な方針や、各区や都心部のまちづくりの方向性を掲げ、豊かな自然環境と充実した都市機能を備えたコンパクトで持続可能な都市をめざして、今後の都市づくりを進めることとしている。

◆福岡都市計画区域図



# I 都市計画

福岡市では健康で文化的な都市の環境を保全し、その機能を増進するために、都市計画法に基づき、おおむね 20 年の長期的な見通しのもとに適正な土地利用を定め、道路、公園、下水道等の都市施設の配置を決めるとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を行い、住民によるまちづくりを誘導することによって、健全で調和のとれた都市づくりを行っている。

このため、各種の都市計画決定案件を審議する福岡市都市計画審議会の運営をはじめ、法に基づく諸々の都市計画決定手続を行うとともに、まちづくりに関する幅広い調査等も実施している。

## 1 都市計画の内容

### 都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する計画であり、国土形成計画法や国土利用計画法等に基づく上位計画に整合し、福岡市の基本構想・基本計画等に即した姿で決定並びに運用が図られる。

### (1) 都市計画区域

福岡都市計画区域は福岡市（小呂島、玄界島を除く）、大野城市、春日市、志免町、粕屋町の 3 市 2 町で構成され、区域面積は 40,429ha。うち福岡市域分は 34,044ha となっている。

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画に定められた区域である。

### (2) 市街化区域及び市街化調整区域

福岡都市計画区域では昭和 45 年に初めての線引きを行った後、おおむね 5 年ごとの都市計画基礎調査の結果などを踏まえ、定期的に計 6 回の見直しを行っている。

市街化区域及び市街化調整区域とは無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分しているもので、市街化区域とは市街化を促進する区域（既成市街地と概ね 10 年以内に市街化を図るべき区域）であり、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域である。

### ◆都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(単位：ha)

区分	福岡都市計画区域	福岡市
都市計画区域	40,429	34,044
市街化区域	20,403	16,303
市街化調整区域	20,026	17,741

### (3) 地域地区

福岡市では地域地区として①用途地域、②特別用途地区、③高度地区、④高度利用地区、⑤防火地域・準防火地域、⑥風致地区、⑦駐車場整備地区、⑧臨港地区、⑨特別緑地保全地区、⑩流通業務地区、⑪生産緑地地区の 11 種類を定めている。

地域地区とは、地域的または機能的に密接な関係を有する地域に対して、土地の適正な利用と保全を図るために指定されるものであり、各種の「地域」、「地区」等により構成され、その中で、建築物の用途、容積、形態等を規制している。

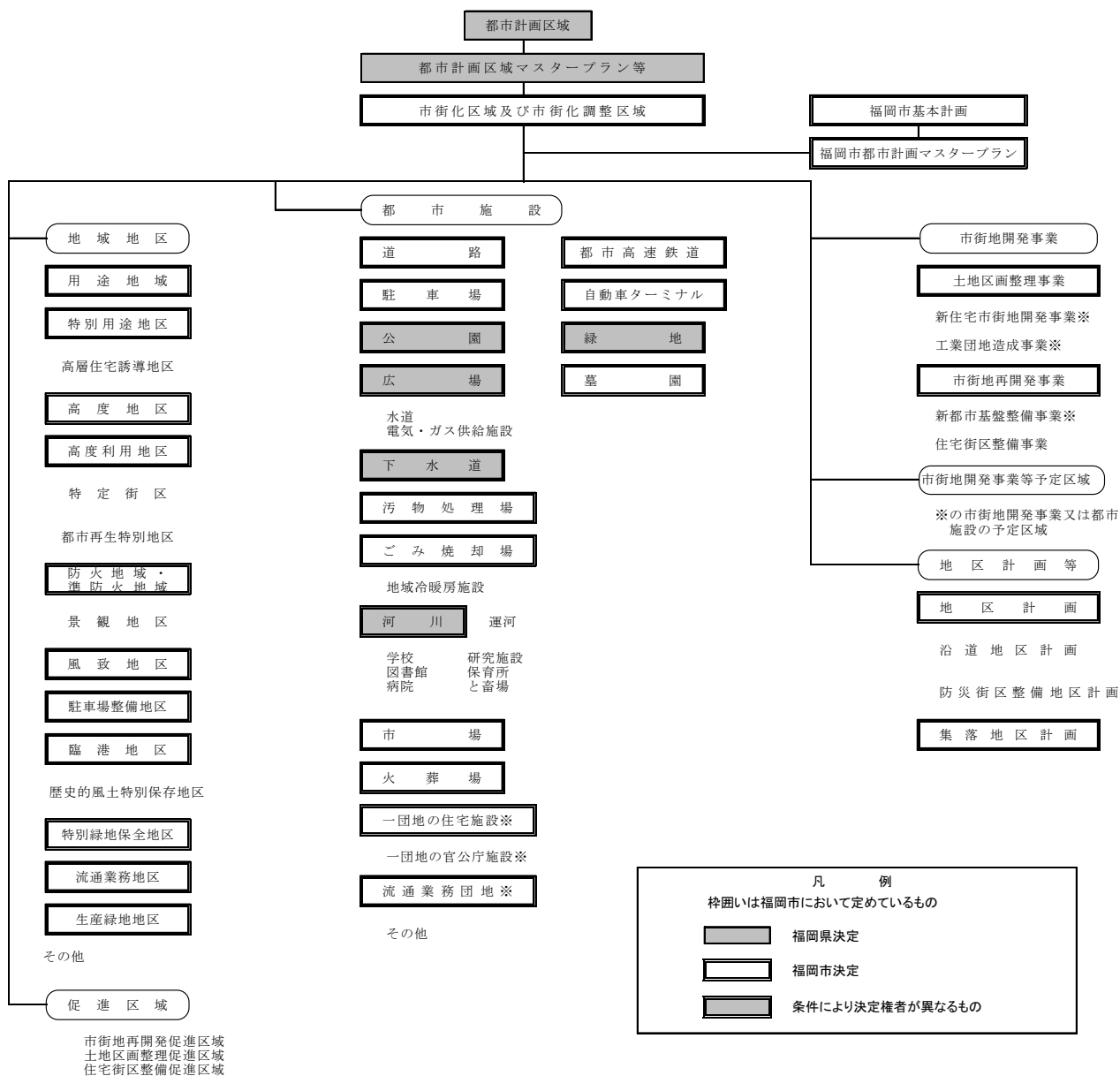
#### ① 用途地域

福岡市は、昭和 44 年の新都市計画法の施行、翌年の建築基準法の改正を受けて、昭和 48 年に 8 用途地域の当初決定を行った。

その後、社会情勢等の変化に対応するため、平成 5 年に改正都市計画法が施行され、住居系が従前の 3 種類から 7 種類に細分化され、商業系及び工業系と合わせて 12 種類の用途地域となっている。

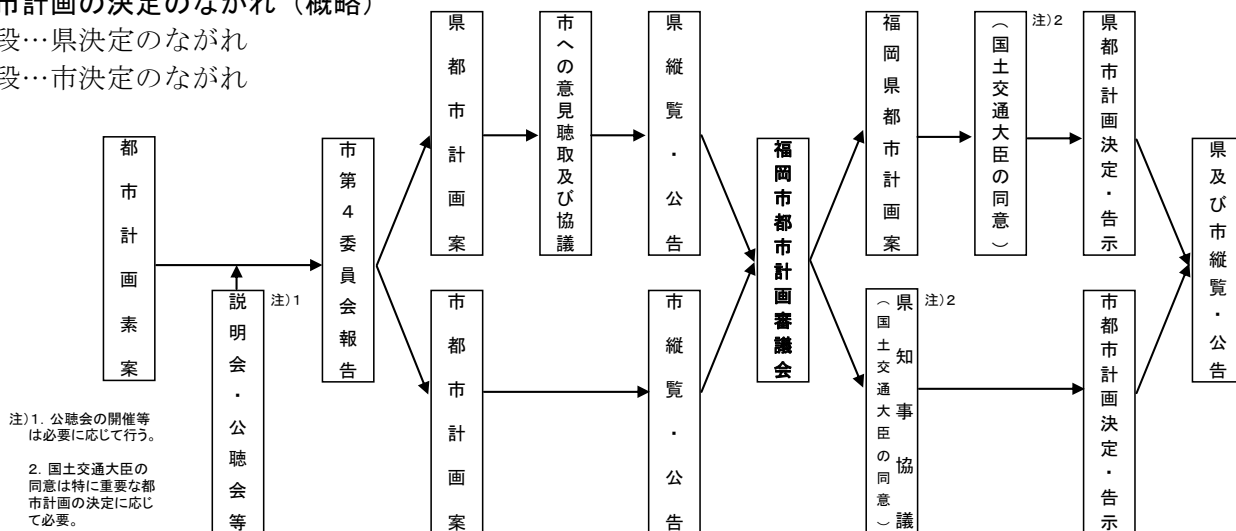
福岡市においては、都市計画法の改正を受け、平成 8 年 4 月に新用途地域の決定を行い、現在 12 種類の用途地域を定めている。以後、土地利用の動向や都市基盤の状況等を踏まえ、まちづくりやプロジェクトに応じて適切な見直しを行なっているところである。

◆都市計画の体系（平成 28 年 4 月 1 日現在）



◆都市計画の決定のながれ（概略）

上段…県決定のながれ  
下段…市決定のながれ



◆用途地域

	区 分	内 容
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
	第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
	準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
	近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業・業務の利便を増進するため定める地域
	商業地域	主として商業・業務の利便を増進するため定める地域
	準工業地域	主として環境悪化の恐れのない工業の利便を増進するため定める地域
	工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
	工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域

指定状況（平成28年4月1日現在）

(単位:ha)

区 分	制限内容				福岡都市 計画区域	福岡市	区 分	制限内容 *1	福岡都市 計画区域	福岡市
	*1	*2	*3	*4						
第一種低層住居 専用地域	60/40	1.0M	10M	165㎡	736	—	第二種住居地域	100/60	2.6	—
	80/50	1.0M	10M	165㎡	303	—		200/60	1,637	1,411
	80/50	1.0M	10M	—	2322	2322		300/60	108	108
	80/50	—	10M	165㎡	34	—	小 計	1,748	1,519	
	100/50	1.0M	10M	165㎡	33	—	準住居地域	200/60	211	166
小 計				5,191	4,085	小 計		211	166	
第二種低層住居 専用地域	80/50	1.0M	10M	165㎡	4.8	—	近隣商業地域	200/80	214	165
	80/50	1.0M	10M	—	10	10		300/80	171	166
	80/50	—	10M	165㎡	44	—	小 計	385	331	
第一種中高層 住居専用地域	100/50				274	253	商業地域	200/80	6	6
	100/60				833	833		300/80	44	39
	150/50				61	—		400/80	1,103	1,057
	150/60				1,508	1,288		500/80	222	222
	200/60				48	28		600/80	102	102
	200/60				48	28		700/80	18	18
小 計				2,724	2,402	800/80	40	40		
第二種中高層 住居専用地域	100/50				29	29	準工業地域	200/60	2,372	1,655
	100/60				49	49		300/60	337	317
	150/50				143	—	小 計	2,709	1,972	
	150/60				391	183	工業地域	200/60	583	574
200/60				123	84	小 計	583	574		
小 計				735	345	工業専用地域	200/60	70	43	
第一種住居地域	200/60				4,428	3,344	小 計	70	43	
	300/60				28	28	合 計	20,404	16,303	
小 計				4,456	3,372					

- \*1 容積率：%/建ぺい率：%
- \*2 外壁の後退距離の限度
- \*3 建築物の高さの最高限度
- \*4 建築物の敷地面積の最低限度

◆その他の地域地区

区 分	内 容
特 別 用 途 地 区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区
高 度 地 区	用途地域内において市街地の環境の維持、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、最低限度を定める地区
高 度 利 用 地 区	市街地の中心部等で土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区
防 火 ・ 準 防 火 地 域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域
風 致 地 区	都市内にある自然環境や樹林地等の緑を維持するために定める地区
特 別 緑 地 保 全 地 区	樹林地、草地、水沼地、岩石地等で良好な自然環境を形成している土地に指定し、保全する地区
駐 車 場 整 備 地 区	自動車交通が著しく輻輳する地区で、道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要があると求められる区域の中で都市計画に定める地区
臨 港 地 区	港湾を管理運営するため定める地区
流 通 業 務 地 区	流通業務市街地として整備することが適当な区域について定め、流通業務市街地の整備に関する法律に基づき指定される地区
生 産 緑 地 地 区	市街化区域内の農地等のうち、一定の要件に該当する土地を指定し、保全する地区

指定状況（平成28年4月1日現在）

（単位：ha）

区 分	箇 所	面 積	摘 要
特 別 用 途 地 区	2	2163	南公園 32 戸建住環境形成地区 2131
高 度 地 区	第一種15メートル高度地区	941	
	第二種15メートル高度地区	1,885	
	第一種20メートル高度地区	15	
	第二種20メートル高度地区	4,975	
	小 計	7,816	
高 度 利 用 地 区	12	18.2	渡辺通2.2 西新1.1 高宮A 2.0 高宮B 0.03 千代1.3 薬院大通り西0.4 住吉4.6 天神1.2 下川端 3.3 下川端東A0.5 下川端東B0.3 渡辺通駅北1.3
準 防 火 地 域	防 火 地 域	160	
	準 防 火 地 域	2,513	
	小 計	2,673	
風 致 地 区	12	441.3	名島18.6 松崎22.4 筥崎宮 8.2 東公園 7.9 住吉宮 2.6 警固14.3 桜板19.4 南公園 86.8 鴻巣山112.3 福岡城址107.2 西公園15.5 小戸26.1
駐 車 場 整 備 地 区	4	632	都心地区500 香椎地区64 大橋地区35 西新・藤崎地区33
臨 港 地 区	6	771.0	商港区555.0 特殊物資港区9.0 工業港区162.0 保安港区28.0 マリーナ港区6.0 無分区10.0
特 別 緑 地 保 全 地 区	71	117.5	香 椎 3.8 松 崎 4.9 箱 崎 2.6 住 吉 2.8 六 本 松 5.8 鴻 巣 山 16.7 長 丘 0.5 拾 六 町 0.6 橋 本 0.4 八 本 田 0.9 御 供 所 6.0 上 川 端 0.8 諸 岡 0.5 麦 野 0.3 天 神 0.6 平 尾 東 0.4 平 和 南 2.4 高 宮 西 0.6 若 久 0.9 野 多 目 1.1 桧 原 0.8 愛 宕 山 4.5 飯 盛 0.4 今 山 2.5 牧 の 鼻 1.2 桜 坂 0.6 平 和 西 0.9 今 川 0.8 浄 水 0.6 山 王 0.4 赤 坂 1.6 香 椎ヶ 丘 4.6 太 平 寺 2.9 桜ヶ 峯 1.7 平 尾 山 荘 0.5 平 和 北 2.0 大 池 0.9 下 白 井 2.9 高 宮 南 1.9 多 田 羅 0.6 平 鶴 田 0.6 博 多 駅 前 1.2 内 野 2.3 高 宮 南 1.9 七 隈 1.6 笹 丘 0.3 香 椎 西 0.6 野 多 目 南 1.5 南 大 橋 0.4 野 方 西 1.3 多 賀 北 0.6 松 崎 正 水 0.7 小 笹 南 0.9 野 方 0.6 名 島 城 址 1.5 輝 国 0.5 長 丘 西 1.5 梅 林 南 1.5 小 笹 0.3 長 尾 0.7 重 留 1.8 青 葉 1.3 多 賀 西 0.1 長 丘 東 0.7 香 住ヶ 丘 海 岸 0.8 平 和 東 0.1 香 椎 お の の 山 5.6 大 池 西 0.1 御 島 崎 1.5 平 和 0.4 警 固 0.9
流 通 業 務 地 区	1	80	一部柏屋町を含む
生 産 緑 地 地 区	7	2.1	第1号松島 0.73 第2号立花寺 0.30 第3号三苦 0.20 第4号三苦 0.16 第5号清水 0.10 第6号上牟田 0.44 第7号清水 0.17

(4) 都市施設

道路、公園、下水道等の都市施設を必要に応じて都市計画で定めている。

(5) 市街地開発事業

一定の地域において公共施設の整備とともに、土地利用の高度化、合理化を図る総合的な事業で、本市では、土地区画整理事業 15 地区、市街地改造事業 1 地区、市街地再開発事業 8 地区の都市計画決定を行っている。

◆市街地開発事業（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(単位：ha)

区 分	箇所	面 積	摘 用			
土地区画整理	15	1,633	戦 災 復 興	328.0	柏 原	68.5
			平 尾	162.7	姪 浜	55.6
			博 多 駅	271.0	筥 崎	28.0
			寺 塚	266.0	香 椎 副 都 心	66.3
			(長尾を含む)		伊 都	130.4
			油 山	23.0	香 椎 駅 周 辺	20.7
			塩 原	153.7	田 尻	40.4
			渡 辺 通 駅 北	2.5	元 岡	16.2
市街地改造	1	0.58	清川一丁目地区	0.58		
市街地再開発	8	12.2	渡 辺 通 地 区	2.2	西 新 地 区	1.1
			高 宮 地 区	1.9	千 代 地 区	1.3
			天 神 地 区	1.2	下 川 端 地 区	3.3
			下 川 端 東 地 区	0.8	薬院大通り西地区	0.4

◆福岡都市高速道路（環状線）





◆都市施設（平成28年4月1日現在）

区分	箇所	面積等	摘要	
道路	263	504,820	自動車専用道路 8本 61,530m 幹線街路 167本 418,690m 区画街路 70本 22,900m 特殊街路 18本 1,700m 交通広場 37カ所 143,180㎡	
交通広場	1カ所	2,200㎡	博多駅博多口交通広場	
都市高速鉄道	10本	56.88km	4号西日本鉄道天神大牟田線 天神～井尻 6.34km 5号西日本鉄道天神大牟田線 南八幡町～西春町 1.87km 福岡都市高速鉄道1号線 姪浜～福岡空港 13.44km 福岡都市高速鉄道2号線 中洲川端～貝塚 5.66km 日本国鉄筑肥線 姪浜～今宿 5.18km 九州旅客鉄道嵯峨野線 菅松～吉塚 4.05km 九州旅客鉄道篠栗線 吉塚～柚須 2.18km 九州旅客鉄道筑肥線 今宿～周船寺 2.00km 福岡都市高速鉄道3号線 橋本～博多 14.03km 西日本鉄道宮地岳線 名香野～香椎花園前 2.13km	
駐車場	自動車駐車場	7カ所	5.93ha	福岡中央 0.57ha 232台 築港 0.32ha 360台 天神地下 155ha 340台 天神中央公園 1.16ha 400台 福岡駅 0.66ha 440台 博多駅中央 0.12ha 230台 川端地下 1.55ha 800台
	自転車駐車場	12カ所	9,520㎡	井尻 860㎡ 1,600台 今宿 1,200㎡ 1,350台 室見 1,160㎡ 850台 吉塚駅東口 740㎡ 500台 大橋 1,270㎡ 1,742台 南福岡 870㎡ 1,090台 高宮 330㎡ 430台 室見南 560㎡ 940台 唐人町 280㎡ 570台 天神 1,300㎡ 1,500台 平尾 510㎡ 600台 福岡空港 440㎡ 500台
自動車ターミナル	3カ所	2.07ha	博多駅前バス 0.53ha 天神バス 1.10ha 藤崎バス 0.44ha	
公園	493カ所	1,198.10ha	特殊公園 9カ所 74.80ha 広域公園 1カ所 539.40ha 運動公園 3カ所 62.00ha 総合公園 9カ所 282.90ha 地区公園 5カ所 22.40ha 近隣公園 66カ所 128.20ha 街区公園 400カ所 88.40ha	
緑地	38カ所	114.98ha	那珂川 16.3ha 室見川 51.4ha 東光寺 0.1ha 那珂 0.4ha 小笹 0.2ha 警弥郷 0.1ha 下井崎 0.1ha 馬出 0.77ha 千代北 0.15ha 西戸崎 0.07ha 神松寺 0.10ha 百道1号緑道 0.99ha 百道2号緑道 0.87ha 香椎ヶ丘 4.4ha 松崎 4.3ha 鴻巣山 8.8ha 太平寺 2.6ha 梅林 1.1ha 住吉 0.26ha 桜坂 0.47ha 小笹東 0.48ha 平西 0.66ha 七隈 0.97ha 赤坂 0.64ha 高宮南 0.64ha 長丘 0.42ha 愛宕浜緑道 0.87ha 菅松 0.05ha 海光園 1.4ha 吉塚 0.40ha 谷 0.14ha 東月隈 0.16ha 那珂河川 11.80ha 夕陽丘 0.11ha 多々良川 0.87ha 立花寺 1.5ha 須崎 0.34ha 麦野 0.05ha	
広場	1カ所	0.1ha	渡辺通広場	
墓園	3カ所	58.6ha	平尾霊園 21.6ha 三日月山墓園 22.5ha 西部墓園 14.5ha	
下水道	流域下水道	御笠川・那珂川流域下水道排水区域 3,322ha 下水管渠 6本 処理場 1カ所	市域外を含む総排水区域 9,259ha	
	公共下水道	多々良川流域下水道排水区域 17,350ha 下水管渠 4本 処理場 1カ所	市域外のみ 4,607ha	
汚物処理場	1カ所	9,300㎡	中部汚泥再生処理センター	
ごみ焼却場	3カ所	46.0ha	グリーンパーク東部工場 21.8ha グリーンパーク西部工場 14.4ha グリーンパーク臨海工場 9.8ha	
河川	1カ所	3,810m	多々良川（市域外を含む延長4,740m）	
市場	6カ所	47.2ha	鮮魚市場 12.0ha 青果市場 9.8ha 西部市場 3.4ha 東部市場 2.4ha 臨海市場 4.7ha 神青果市場 14.9ha	
火葬場	1カ所	8.2ha	福岡葬祭場	
一団地の住宅施設	4カ所	41.0ha	那珂団地 13.7ha 宝台団地 5.1ha 堤団地 7.3ha 金山団地 14.9ha	
流通業務団地	1カ所	54.0ha	福岡流通業務団地	

(6) 地区計画等

① 地区計画

昭和 55 年に創設された制度で、地区の特性に応じた良好な環境のまちづくりを目指し、土地所有者等関係権利者と行政が共働で建築物等に関する制度などのきめ細かいルールをつくり、都市計画を定めるものである。

本市は、昭和 60 年の線引き見直しに関連して 21 地区を都市計画決定しており、その後、線引きや用途地域総合見直しの機会を捉えた新規決定や統廃合等を経て、現在、120 地区 1369.4ha を都市計画決定している。

このうち、14 地区 98.0ha においては、大規模な低・未利用地等における土地利用転換を円滑に推進するため、再開発等促進区をあわせて定め、公共施設や建築物などに関して一体的、

総合的に計画を行い、良好な開発プロジェクトを誘導していく。

なお、地区計画の内容や届出方法については、「届出制度の手引き」の配布やホームページの活用により制度の周知を図っている。



【田尻土地区画整理地区】

◆地区計画等（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分		箇所	面積	摘 要									
地区計画	105ヶ所	1,263.7	アイランドシティセンター	8.6	アイランドシティ商業住宅	23.7	青葉四丁目	7.6	香椎駅周辺土地区画	20.7			
			香椎照葉二丁目北	1.1	香椎照葉三丁目東	10.2	香椎照葉四丁目東	2.9	香椎照葉北エリア戸	7.6			
			香椎副都心土地区画	66.3	香椎四、六丁目	2.0	下原・香椎駅東	17.5	下原二丁目	3.1			
			下原四、五丁目	5.3	高美台一丁目	0.6	千早六丁目	1.4	唐原四、五丁目	8.6			
			名子三丁目	13.3	宮崎土地区画整理	28.0	東浜一丁目	4.9	舞松原駅前	4.7			
			舞松原六丁目	1.1	松田三丁目	23.7	三苫	54.2	三苫三丁目	4.5			
			みどりが丘	31.5	和白東一、二丁目	11.8	浦田一丁目	1.3	榎田	33.2			
			紙園町	1.5	金の隈二丁目	1.7	空港前第二土地区画	0.6	下月隈正手	8.2			
			住吉一丁目	4.2	石城町・神浜町	4.1	竹下一丁目	0.9	中央ふ頭	16.8			
			千代一丁目	1.6	東光一、二丁目	5	中州中島町	0.7	博多駅前一丁目	2.5			
			博多駅南五丁目	4.5	半道橋二丁目	2.4	東月隈四丁目	1.2	東比恵駅周辺	5.1			
			東比恵駅三、四丁目	0.9	南本町二丁目	1.3	吉塚駅西口	5	大宮一、二丁目	2.0			
			天神一丁目第2	1.1	天神二丁目第1	2.9	天神二丁目第2	2.2	薬院大通り西	1.1			
			六本松四丁目	0.9	渡辺通駅北	2.5	香椎照葉三丁目西	7.6	市崎一丁目	1.9			
			大楠二丁目	0.9	大楠三丁目	0.4	大楠三、四丁目	1.9	柏原	3.0			
			清水三丁目・玉川町	2.3	多賀一丁目・高宮五	5.3	中尾一、二丁目	0.5	野多目三丁目	6.4			
			野間二丁目	2.8	野間三、四丁目	3.6	若久団地	9.1	長住三丁目	0.4			
			神松寺三丁目	2	友丘三丁目第1	0.8	友丘三丁目第2	1.1	鳥飼六丁目	0.7			
			西片江一丁目	3.3	松山二丁目	1.0	有田五丁目	2.8	藤崎二丁目	2.9			
			小田部	15.3	地行浜・百道浜	135.2	城西三丁目	2.8	田村一、二丁目	18.1			
			室見一丁目	4.6	愛宕浜一、四丁目	13.5	生の松原三丁目	1.7	生松台	42.5			
			泉一、二丁目	13.6	泉・周船寺	2.6	伊都土地区画整理	133.8	今宿青木	4.7			
			今宿青木南	4.9	拾六町・橋本	10.5	周船寺	2.5	千里	10.6			
			田尻土地区画整理	41.1	西の丘	43.7	西福岡マリナタウン	19.3	野方	2.8			
			橋本二丁目	16.7	室見が丘	43.7	姪浜駅前	53.8	元岡	20.2			
			横浜一丁目	25.5	横浜三丁目	19.2	今津	4.9	拾六町団地	1.3			
			アイランドシティセンター北	13.6									
			再開発等促進地区を含む地区計画	14ヶ所	98.0	香椎浜三丁目	28.8	JR筑前新宮駅前	2.3	馬出一丁目	0.5	博多駅中央街	16.2
						美野島四丁目	4.1	吉塚本町	2.4	天神二丁目	1.9	天神二丁目中央	0.4
						天神二丁目西	1.4	六本松四丁目東	7.2	渡辺通二丁目	3.6	野芥一丁目	1
						西新北	11.2	天神明治通り	17.0				
			集落地区計画	1ヶ所	7.7	金武・吉武	7.7						
			合 計	120ヶ所	1,369.4								

(7) 都市計画マスタープラン

平成 5 年 6 月施行の改正都市計画法で創設された「都市計画マスタープラン」は、まちづくりへの住民参加を実現するため、都市計画の理念、各地域が抱える課題、望ましい将来像、その実現に向けた方策等をわかりやすく表現し、まちづくりへの住民参加を促す契機を提供するものである。本市では、平成 13 年 5 月に全体構想及び区別構想を策定し、住民に身近な地域でのまちづくりの推進に向け、地域の勉強会等の場で活用している。

平成 24 年 12 月に策定した「福岡市基本構想」及び「第 9 次福岡市基本計画」をはじめ、関連計画・構想等との整合やプロジェクトの進展に伴う改定を行うとともに、防災都市づくりや環境都市づくりなどの新たな都市問題や、社会情勢の変化、法改正等に適切な対応を図るため、平成 26 年 5 月に改定している。

## 2 都市計画情報

### (1) 航空写真図作成

都市計画法第 14 条に基づく都市計画決定の基本図として、2,500 分の 1 都市計画図（市域・179 面）を作成し、5 年周期で図面更新を行っている。

また航空写真の図化とともに図面のデータベース化を行っている。

### (2) 都市計画情報サービス

福岡都市計画区域における都市計画を表した「都市計画総括図」、航空写真図化により作成した「都市計画図」を、市民の利便性を図るために販売している。

また、福岡の都市計画の概要を分かりやすく著したパンフレット「福岡の都市計画」を、ホームページ上で掲載を行っている。

用途地域をはじめとする地域地区の指定状況等の都市計画情報については、従来の閲覧図利用による確認方法とともに、平成 8 年度からパソコンシステム導入による閲覧サービス及び「都市計画決定等概要図」のコピーサービスを行っている。

また、インターネットで利用できる地図情報システム「WebGIS」を利用し、ホームページ上での閲覧サービスを行っており、より分かりやすい情報提供に努めている。



### ◆都市計画関係印刷物一覧

種別	販売単価	販売所	備考
都市計画総括図 (1/25,000)	1,650円	政府刊行物センター（市役所地下 1 F） 建築士事務所協会（市役所 4 F） 情報プラザ（市役所 1 F）	カラー
都市計画図 (1/2,500計画線無し)	1,100円	政府刊行物センター（市役所地下 1 F） 建築士事務所協会（市役所 4 F）	179面
都市計画図 (1/5,000計画線無し)	350円	〃	〃
都市計画図 (1/2,500計画線有り)	350円	建築士事務所協会（市役所 4 F）	〃
都市計画決定概要図その 1 (用途地域等 1/5,000)	200円	都市計画課（市役所 4 F）	A3カラー
都市計画決定概要図その 1 (風致地域等 1/5,000)	200円	〃	〃